

○財務省告示第三百五十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年十一月二十一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年十二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第五百五十八回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条  
三 法律及びその条項及び第六十二条第一項  
四 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）  
五 以下「振替法」という。の規定  
六 の適用を受けるものとし、その  
七 振替機関は日本銀行とする。  
八 価格を競争に付して行われる入  
九 札（以下「価格競争入札」とい  
十 う。）による発行（以下「価格競  
十一 争入札発行」という。）、価格競  
十二 争入札と同時に行われる入札で  
十三 あつて、財務大臣が各国債市場  
十四 特別参加者ごとに応募限度額を  
十五 定めるものによる発行（以下「国  
十六 債市場特別参加者・第I非価格  
十七 競争入札発行」という。）及び価  
十八 格競争入札の募入の決定をした  
十九 後に行われる入札であつて、財  
二十 務大臣が各国債市場特別参加者  
二十一 ごとに応募限度額を定めるもの  
二十二 による発行（以下「国債市場特

四 発行方法

別募集方法」による発行（以下「特別募集方法」という。）とする。







二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償  
込 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 還 還  
日 加 支 額 期 限

平 財 日 額 平  
成 務 本 面 成  
二 大 銀 金 四  
十 臣 行 額 十  
八 か 通 百 八  
年 通 知 を 円 に 年  
十 月 二 十  
一 月 二 十  
日 日 日